

総社市職員被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第6号

総社市職員被服等貸与規則の一部を改正する規則

総社市職員被服等貸与規則（平成17年総社市規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
種別	被貸与者	種類	数量	貸与期間 (年)	備考	種別	被貸与者	種類	数量	貸与期間 (年)	備考
略						略					
3号	市長が特に必要と認める職員	防寒服(上・下)	1	<u>5</u>	附属機器を除く。	3号	市長が特に必要と認める職員	防寒服	1	<u>4</u>	
		作業服(上・下)	1	4		作業服(上・下)		1	4		
		白衣	2	1		白衣		2	1		
		雨衣	<u>1</u>	<u>3</u>							
		ゴム長靴	<u>1</u>	<u>3</u>							
		空調服	<u>1</u>	<u>5</u>							
略						略					

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において、この規則による改正前の総社市職員被服等貸与規則（以下「旧規則」という。）別表に定める防寒服の貸与を受けている職員に対する当該防寒服の貸与については、旧規則の規定を適用する。